

議案第87号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 8 月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「月額」を「月割」に改める。

附則第22項を附則第24項とし、附則第21項を附則第23項とし、附則第20項を附則第22項とし、附則第19項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並び

に外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第5条，第7条及び第20条の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第

1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第12条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のつくば市国民健康保険税条例附則第20項及び第21項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年 1 月 1 日（施行日が平成29年 1 月 1 日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1条—第11条（略）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、<u>月割</u>をもって算定した第2条第1項の額を課する。</p> <p>3—8（略）</p> <p>第13条—第24条（略）</p> <p>附則</p> <p>1—19（略）</p> <p><u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>20 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第</u></p> | <p>第1条—第11条（略）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、<u>月額</u>をもって算定した第2条第1項の額を課する。</p> <p>3—8（略）</p> <p>第13条—第24条（略）</p> <p>附則</p> <p>1—19（略）</p> |

20条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第20条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

2 2 (略)

2 3 (略)

2 4 (略)

(以下略)

2 0 (略)

2 1 (略)

2 2 (略)

(以下略)